

# 広報かるまい お知らせ版 381号 ①

毎月第2・第4水曜日発行  
全世界帯配布

軽米町役場 総務課 編集  
電話 46-2111 / FAX 46-2335

## オリンピックトーチが軽米にやってくる

県内33市町村を巡る東京2020聖火リレートーチ市町村巡回展示が1月7日から3日間、軽米町で実施されます。本物のオリンピックトーチを見ることができる貴重な機会ですので、ぜひご来場ください。

### ■日時・会場

令和3年1月7日(木)、8日(金) 役場1階ロビー  
令和3年1月9日(土) 町民体育館1階事務室前  
※各日とも9時～17時まで

### ■問い合わせ

教育委員会事務局・生涯学習担当 ☎46-4744

## 軽米幼稚園 閉園記念誌を販売

今年度で閉園となる軽米幼稚園では閉園記念誌を制作しています。完成予定は2月初旬です。1冊2,000円で販売の予約を受け付けています。

■予約受付期間 1月5日(火)～1月22日(金)

### ■主な内容 (全102ページ)

- ◎沿革史(4ページ、写真付)
- ◎卒業生写真、名簿、代表メッセージ(カラー52ページ)
- ◎歴代園長、旧職員、関係者からのメッセージ
- ◎思い出のアルバム (カラー12ページ)
- ◎在園児写真(カラー3ページ)

### ■申込先・問い合わせ

軽米幼稚園 ☎46-2229 (平日9:00～17:00)

### ——— 軽米幼稚園の一般公開の中止 ———

感染症対策のため、閉園記念事業として予定していた令和3年1月17日の幼稚園一般公開は中止します。

## 新規求職者の雇用を支援

町は、新規求職者等の雇用の場の確保や地域活性化を促すため、事業主に対して奨励金を交付します。

### ■交付対象事業主

- ・新規求職者を常用雇用者として1年以上継続雇用中
- ・町内に事業場があり雇用保険法の適用を受けている

### ■交付対象者

- ・町内に住所を有する40歳以下の人  
(就労ビザによる外国人労働者は除く)
- ・1年以上の雇用が見込まれ、1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者として雇用された人

※本年度の交付対象者は、平成31年3月2日から令和2年3月1日までに雇用された1年目の新規求職者と、令和元年度に1年目、2年目の奨励金を交付された方。

### ■交付対象期間

雇入れを開始した翌月の初日を起算日として3年間

### ■奨励金額

交付対象者1人あたり3年間で102万円

※事業者に対する交付額は年度ごとに600万円限度

### ■申請期限 令和3年1月29日(金)

※申請書は町ホームページから入手できます。

### ■申請に係る相談会

日時 1月21日(木) 9:00～11:00、13:30～18:00

場所 役場2階会議室

### ■問い合わせ

再生可能エネルギー推進室 ☎46-2115

## 町長杯争奪卓球選手権大会 中止

令和3年1月31日に開催を予定していた第43回軽米町長杯争奪卓球選手権大会は、新型コロナウイルスの影響を考慮し、中止することとしました。

ご理解とご協力をお願いします。

### ■問い合わせ

教育委員会事務局・生涯学習担当 ☎46-4744

## 教育資金を国の教育ローンがサポート

国の教育ローンは、高校や大学などへの入学時・在学中にかかる費用を対象とした公的な融資制度です。

■融資額 子ども一人につき350万円以内

■金利 年1.68% (母子家庭の方などは年1.28%)

■返済期間 15年以内 (母子家庭の方などは18年以内)

### ■問い合わせ

教育ローンコールセンター ☎0570-008656

※詳細は「国の教育ローン」で検索

## (再周知) 軽米町事業者等緊急対策支援金

町は、新型コロナウイルスの拡大により経済的な影響を受けている法人・個人の事業者の事業継続を支援するため、2回目となる支援金を8月31日から給付しています。

### ■対象者

- ・町内に事業所のある中小法人事業者
- ・町内に住所のある個人事業者や農林畜産業者  
(申告時、事業収入(営業等農業)を計上している方)

※3～5月分の支援金を受給した方も、要件に該当する場合は対象となります。

### ■支援額 1事業者あたり10万円

※期間内(令和2年8月31日から令和3年3月15日)に1事業者1申請まで。

※複数の店舗や業種を経営している場合、重複給付はできません。

### ■交付要件

- ①令和2年6月～令和3年2月までのいずれか1ヶ月の売上額が、前年同月比で20%以上減少していること。
- ②令和2年6月～令和3年2月までの間で①の該当月を含む連続する3カ月の売上合計額(B)が、前年同期間の売上合計額(A)から10万円以上減少していること。
- ③令和元年以前から事業収入があり、引き続き事業を継続する意思があること。

※3～5月分を受給していない方は、4・5月分を期間要件に含めることができます。

### ■受付期限 令和3年3月15日(月)まで

### ■申請書類

- ①軽米町事業者等緊急対策支援金交付申請書(請求書)  
※産業振興課、町商工会、ホームページなどにあります。
- ②2019年確定申告書の写し  
(法人) 法人町民税確定申告書  
(個人) 所得税確定申告書または住民税申告書など
- ③Aの売上額が分かる帳簿  
※決算書、収支内訳書、事業概況説明書、売上台帳など
- ④Bの売上額が分かる帳簿  
※売上台帳または販売証明書等の写し
- ⑤振込先口座の通帳の写し ※表紙と見開き2ページ
- ⑥申請者の身分証明書の写し  
※写真付きの場合は1つ、写真なしの場合は2つ

### ■提出先・問い合わせ

中小企業事業者→産業振興課 商工観光担当 ☎46-4746  
農業経営関係者→産業振興課 農林振興担当 ☎46-4740

## 新春書き初め会 参加者募集

新年を迎えての目標や決意を自由に書き上げてみませんか。軽米町文化協会書道クラブの皆さんが優しく指導します。

### ■日時

令和3年1月6日(水) 10:00～11:30

### ■会場 中央公民館 1階ホール

### ■対象 幼児から大人までどなたでも。

※幼児の参加には保護者の同伴が必要です。

### ■定員 20人程度

### ■参加費 無料

### ■持ち物 書道道具

### ■申込期限 1月5日(火)

※参加の際はマスクの着用をお願いします。

### ■問い合わせ・申込先

教育委員会事務局・生涯学習担当 ☎46-4744

## 県民の奨学金返還を支援

### ■対象者

日本学生支援機構の奨学金を貸与されている人で、8年以上県内に居住予定の35歳未満の方など

### ■支援額 奨学金総額の2分の1(最大250万円)

### ■募集期限 令和3年1月25日(月)

### ■問い合わせ (公財)いわて産業振興センター ☎019-631-3824

## 冬期間の町民バスの運行について

冬期間における町民バスなどの公共交通機関は、降雪や路面状況により発着時刻が遅れる場合があります。ご迷惑をおかけしますが、安全運行のためご理解のほどよろしくをお願いします。

### ■問い合わせ 総務課・企画担当 ☎46-2111

## 役場の年末年始の閉庁案内

### ■閉庁期間 12月29日(火)～1月3日(日)

※戸籍関係の届け出については期間中も、役場1階の宿直室で受け付けます。

# 広報かるまい お知らせ版 381号 ②

毎月第2・第4水曜日発行  
全世界帯配布

軽米町役場 総務課 編集  
電話 46-2111 / FAX 46-2335

## (第2弾) 中小企業者の家賃を補助

町は、新型コロナウイルスにより経営に影響が出ている事業者の家賃を補助します。**9月末までに申請済みの方も改めて申請が可能です。**(新型コロナウイルスに係る業種別のガイドライン等をふまえた適切な感染症対策を講じている必要があります)

- 対象者** 町内に事業所があり、小売業、飲食業、宿泊業、サービス業などを営む中小企業者
- 要件** 令和2年11月～令和3年1月のいずれか1ヶ月の売上が前年同月比で30%以上減少
- 申請期間** 令和3年1月4日(月)～令和3年2月26日(金)
- 補助内容** 家賃1ヶ月分(消費税、光熱水費等は除く)の2分の1×3(上限額:家賃1カ月ごと10万円)
- 提出書類**

- ①軽米町地域企業経営継続支援事業補助金交付申請書(窓口、ホームページにて取得)
  - ②対象月の家賃を支払ったことが確認できる書類(例:領収書写し、振込控え写し)
  - ③対象月と、前年同月の売上が確認できる書類(例:売上台帳の写し)
  - ④賃貸借契約が確認できる書類(例:賃貸借契約書の写し、利用契約書の写し)
  - ⑤申請日時時点で軽米町内において事業を行っていたことが分かる書類(例:登記事項証明書、所得税確定申告書第一表の写し)
  - ⑥振込先口座の通帳の写し(表紙と見開きページ)
- ※9月までに申請済みの方は、④、⑤、⑥の書類は省略可。

### ■申請先・問い合わせ

産業振興課・商工観光担当 ☎46-4746

## 特定健診・がん検診を実施します

コロナ禍でも健診を受けることによる健康管理は大切です。2人に1人はかかると言われている“がん”は、早期であれば無症状であることがほとんどです。

また、軽米町は生活習慣病(がん・心疾患・脳血管疾患)による死亡が全体の約半数を占めていて、糖尿病や糖尿病疑いの人が多いという結果が分かっています。過度な受診控えは健康上のリスクを高めてしまう可能性がありますので、定期的に受診しましょう。

町は、本年度の健診・がん検診を1月から実施し、対象の方には、12月上旬に問診票等をお送りしています。問診票が届いていない方で受診を希望される方は、担当までご連絡ください。

■**日程** 1月14日(木)～1月29日(金)

■**会場** 農村環境改善センター

※詳しい日程等は広報かるまい11月号をご確認ください。(右のQRコードから読み込めます)

※発熱や風邪症状、味覚や嗅覚の低下などの症状がある方(1週間以内にあった人)や、2週間以内に新型コロナウイルスの患者やその疑いがある患者と接触歴がある方などは受診をお控えください。

※会場ではマスクの着用をお願いします。また、感染症対策として定期的に換気を行いますので、温かい服装でお越しください。

■**問い合わせ** 健康福祉課・健康づくり担当

(健康ふれあいセンター内) ☎46-4111



## 行政改革推進委員会の委員を募集

軽米町行政改革推進委員会は、町の行政改革の推進に関し必要な助言などを行います。

町では、平成28年2月に策定した「第5次軽米町行政改革大綱(計画期間:平成28～32年度の5年間)」の進捗状況の確認と令和3年2月に策定予定の「第6次軽米町行政改革大綱(計画期間:令和3～7年度の5年間)」の計画内容について、町民の皆様からの幅広いご意見を反映させ、開かれた町政を推進するため、次のとおり行政改革推進委員会委員を募集します。

■**募集人員** 3人

■**応募資格**

令和3年1月1日時点で、20歳以上の町内在住者

■**任期** 委嘱を受けた日から2年間

■**会議予定** 年1回程度、平日の日中に開催

■**応募方法**

総務課または各出張所で応募用紙を受け取り、必要事項を記入し担当に提出

※電話での応募も可能。応募用紙は町ホームページからもダウンロードできます。

■**応募締切** 令和3年1月28日(木)

■**選考方法**

応募者の性別、年齢、職業などを考慮し決定

■**申込先・問い合わせ**

総務課・企画担当 ☎46-2111

## (期間延長) 感染症対策に補助金を交付

町は、新型コロナウイルスの発生を防ぐため、中小企業者などが実施する新型コロナウイルスに係る対策を支援しています。県内や町内での発生状況を考慮し、補助対象経費の期間を延長することとしました。

### ■対象者

- ・町内に事業所を有する中小企業者
- ・中小企業者を構成員とする団体

### ■補助対象経費

新型コロナウイルス拡大防止のために行う対策の経費で、令和2年4月1日から令和3年1月31日までの間に発注、契約、支払いが完了した経費。

■補助額 1事業所(店舗)につき上限5万円

### ■申請書類

- ・交付申請書兼請求書(様式1号)
- ・申請者が確認できる書類  
個人→運転免許証、健康保険証等の写し  
法人→法人登記事項証明書、法人番号が把握できる資料等の写しなど
- ・補助事業の内容が把握できる書類(様式2号)
- ・誓約書(様式3号)

※申請用紙等は健康福祉課窓口またはホームページにあります。

■申請期限 令和3年2月10日(水)まで

### ■提出先・問い合わせ

健康福祉課・福祉担当 ☎46-4736

## スマート農業導入経費を補助

ロボット・ICT・AIなどを活用したスマート農業施設・機械等の導入を支援するため補助金を交付します。

### ■対象者

- 町内に住所を有し、次のいずれかに該当する者
- ・認定農業者である法人
  - ・認定農業者か認定新規就農者が3経営体以上で組織する団体

### ■補助対象施設・機械

スマート農業施設・機械の導入  
○圃場管理システム ○施設園芸における環境制御装置  
○畜産における個体管理装置 ○リモコン式自走草刈り機  
○自動操舵システム ○GPSガイダンスシステム等を搭載した作業機械など

※導入する機械は、農林水産省「スマート農業技術カタログ」に掲載されている技術を活用したものかそれと同等と認められるものに限りです。

### ■補助額

導入経費の3分の2以内の額(上限500万円)

### ■事業要件

3年後までに現在経営している農地面積の20%以上もしくは2haの農地の集積が見込まれること。  
なお、新たに集積する農地については農地中間管理事業を活用した利用権の設定(5年以上)を行うこと。

### ■応募期間

令和3年2月26日(金)まで

### ■問い合わせ

産業振興課・農政企画担当 ☎46-4739

## 総合発展計画に係るパブリックコメントの実施について

令和3年度から10年間のまちづくり指針となる「軽米町総合発展計画」の策定にあたり、町民の皆さんからの意見を募集します。

### ■意見募集期間(予定)

令和3年1月8日(金)～1月28日(木) 17時まで

### ■計画(案)の公開場所

- ・町役場(2階総務課、1階町民ホール)
- ・小軽米出張所・晴山出張所 ・町立図書館
- ・健康ふれあいセンター ・町民体育館
- ・物産交流館 ・ミル・みるハウス
- ・小軽米郵便局・円子郵便局
- ・山内地区交流センター ・社会福祉協議会

※各施設の開館時間内に閲覧できます

・町ホームページ

### ■提出方法

住所、氏名、電話番号、意見を記入のうえ、次のいずれかの方法で提出してください。

①郵送 〒028-6302 軽米町大字軽米10-85  
軽米町総務課企画担当宛

②FAX 0195-46-2335

③メール soumu@town.karumai.iwate.jp

※提出いただいた意見などについては、個人情報に関する事項を除いたうえで、意見の概要と意見に対する町の考え方をホームページなどで公表します。

※上記の公開場所に行くことができない方や、ホームページを見ることができない方はご連絡ください。

■問い合わせ 総務課・企画担当 ☎46-2111